

件名	北病院職員損害賠償裁判の和解について
概要	<ul style="list-style-type: none">○ 平成21年9月17日、北病院において当時栄養担当臨時職員が指を切断する事故が発生 ○ 平成25年5月28日、原告は、甲府地方裁判所に山梨県立病院機構を被告として、損害賠償裁判を提起 ○ 平成26年5月14日、和解成立
和解内容	被告(機構)は、原告に対し、本件和解金として1800万円の支払義務があることを認める。